令和4年9 回

特定技能外国人の受入れ見込数について(御報告)

変化が生じない限り、 ており、令和6年3月末までの受入れ上限となっています。 各特定産業分野における受入れ見込数は、 1号特定技能外国人の受入れの上限として運用されるこ 政府基本方針に基づき 大きな経済情勢の とになっ

めて精査し、 の受入れに影響を与えている可能性があることから、 閣議決定されたとこ 産業分野を統合し、 本年4月、「素形材産業分野」、「産業機械製造業分野」及び「電気・電子情報関連 その検討を踏まえ受入れ見込数を見直すこととされました。 「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」とするこ ろですが、 コロナ禍が全ての特定産業分野における特定技能外国人 今般、全分野の受入れ見込数を改 とが

る方針 令和4年8月30日付で、 (分野別運用方針) を変更し、 閣議決定により特定技能の在留資格に係る制度の運用に関す 各分野の受入れ上限数も変更になっています

(概要は次頁参照)

〇特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針

https://www.moj.go.jp/isa/content/930003796.pdf

〇特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(分野別運用方針)

(全体版) https://www.moj.go.jp/isa/content/930004960.pdf

(飲食料品製造業分野) https://www.moj.go.jp/isa/content/930004973.pdf

(外食業分野) https://www.moj.go.jp/isa/content/930004974.pdf

〇特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要

(全体版) https://www.moj.go.jp/isa/content/930005131.pdf

(飲食料品製造業分野) https://www.moj.go.jp/isa/content/930005129.pdf

(外食業分野) https://www.moj.go.jp/isa/content/930005130.pdf

〇特定の分野に係る要領別冊

(全体版) /www.moj.go. jp/isa/content/930004978.pdf

(飲食料品製造業分野) https://www.moj.go.jp/isa/content/930004952.pdf

(外食業分野) https://www.moj.go. jp/isa/content/930004953.pdf

1 特定技能外国人の受入れ見込数について

(令和4年8月30日現在)

○特定産業分野別受入れ見込数(5年間の最大値)

	介護	ビルクリ	製造	建設	造船• 舶用	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料 品製造	外食	全体
受入れ見込数 (旧)	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000	345,150
受入れ見込数 (現行)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500	345,150
增加数(人)	-9,100	-17,000	18,300	-6,000	-2,000	-500	-900	-10,800	0	-2,700	53,200	-22,500	0
増減率(%)	84.8%	54.1%	158.2%	85.0%	84.6%	92.9%	59.1%	50.9%	100.0%	70.0%	256.5%	57.5%	100.0%

2 制度の改善について

上記1に加え、特定技能制度を運用する中で生じた要望、ニーズ等を踏まえ、以下のとおり改正を行います。(以下、飲食料品製造業分野又は外食業分野に関連のある改正を抜粋)

○技能実習2号から特定技能への移行の円滑化(宿泊分野、漁業分野、飲食料品製造業分野)

技能実習2号を修了した者については、政府基本方針において、特定技能試験等を免除し、必要な技能水準等を満たすものとして取り扱っていますが、特定技能制度が開始された時点で技能実習2号の対象ではなかった一部の職種・作業については、試験免除の対象となる規定が措置されていませんでした。今般、「宿泊職種(接客・衛生管理作業)」、「非加熱性水産加工食品製造業職種(調理加工品製造作業、生食用食品製造作業)」及び「漁船漁業職種(棒受網漁業作業)」を修了した者について、関連する分野に試験免除で移行できるよう規定を整備しました。

○日本語試験の追加に係る規定の整備(全分野)

特定技能外国人の日本語能力を測る試験として、従来「国際交流基金日本語基礎テスト」及び「日本語能力試験(N4以上)」の2つの試験が全分野で採用されています。今般、「日本語教育の参照枠」(文化審議会国語分科会)が取りまとめられたことにより、各日本語試験団体が実施する日本語試験について、共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、柔軟に日本語試験を追加できるよう規定を整備します。

なお、今後、新たな日本語試験が追加となる場合には、出入国在留管理庁ホームページにおいてお知らせいたします。

特定技能外国人を雇用・支援するときは、「届出」が義務付けられています。

定期届出

特定技能外国人の

- ・受入れ・活動状況
- 支援実施状況

を年4回、定期的に入管局にお知らせいただく届出です。

提出期間

第1四半期:

4月1日~4月15日

第2四半期:

7月1日~7月15日

第3四半期:

10月1日~10月15日

第4四半期:

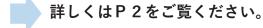
1月1日~1月15日

それぞれの四半期に対応する対象期間

第1四半期:1月1日~3月31日 第2四半期:4月1日~6月30日 第3四半期:7月1日~9月30日 第4四半期:10月1日~12月31日



この時期の受入れ・活動状況、支援状況を入管に提出してください。



随時届出

特定技能外国人の

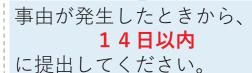
- ・雇用条件が変わった
- ・退職した(雇用契約の終了)
- ・新たな雇用契約を結んだ
- ・雇用を続けることが困難な 事由が生じた
- ・支援計画が変わった
- ・支援の委託先が変わった

など

<u>登録支援機関</u>の

- ・登録事項が変わった
- ・登録支援機関としての活動をやめた(休止・廃止した)
- ・登録支援機関としての活動を再開した

ときにその内容を入管局にお知らせいただく届出です。





詳しくはP3をご覧ください。

200

定期届出

○受入れ・活動状況に係る届出

特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況などを入管局にお知らせいただく届出です。

特定技能所属機関が提出する届出

○支援実施状況に係る届出

特定技能外国人の支援状況などを入管局へお知らせいただく届出です。

支援の実施を <u>自社支援</u>している

(一部委託を含む)

支援の実施を 登録支援機関に 全部委託している

特定技能所属機関が提出する届出

登録支援機関が提出する届出

届出書の参考様式、具体的な記載方法、提出資料一覧などは、入管庁ホームページに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html



随時届出

特定技能所属機関が提出する随時届出

特定技能外国人に関する随時届出については、 特定技能所属機関から 入管局に提出していただく届出です。

支援計画を変更した際の届出については、 支援を登録支援機関に全部委託している場合でも、 特定技能所属機関から提出していただく必要があり ます。

雇用契約を終了していなくても、特定技能外国 人を受け入れることが困難な事由が生じたときには、 入管局に届出をしていただく必要があります(受入 れ困難に係る届出書)。

登録支援機関が提出する随時届出

- ・登録支援機関登録簿に掲載された内容に変更が生じた
- ・登録支援機関としての活動を休止・廃止した
- ・ (休止後に)登録支援機関としての活動を再開したときに登録支援機関の方は入管局に届出をしてください。

届出書の参考様式、具体的な記載方法、提出資料一覧などは、入管庁ホームページに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html



P 3

提出先(郵便・持参)

郵便・持参の際の届出の提出先は、特定技能所属機関の住所を管轄する地方入管局・支局となります。

法人の場合は、**登記上の本店所在地を 管轄する入管局が提出先**となりますので ご注意ください。

インターネットから提出

これらの届出は、インターネットから提出することもできます。

インターネットで提出する場合は、事前に利用 者登録が必要です。

詳しくは、出入国在留管理庁電子届出ポータルサイトをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/ materials/i-ens_index.html

届出が適正に履行されていない場合



- ○特定技能所属機関が引き続き特定技能外国人を受け入れることができなくなります。
- ○登録支援機関の登録が取り消されます。



技能実習生の支払い費用に関する実態調査について (結果の概要)

取を行いましたので、 機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、 出入国在留管理庁 では、 その結果の概要を公表します。 技能実習生の費用負担に関する実態を把握するため、 技能実習生に対し、 外国人技能実習 直接聴

1 来日前の費用に関すること

(1)来日前の支払い費用の総額

54 万 2,311 円であり、国籍別の状況は下表のとおり。 来日前に母国の送出機関又は仲介者(送出機関以外) に支払った費用の総額の平均値は、

94,821	235,343	287,405	573,607	591,777	688,143	平均値 (円)
(n=39)	(n=242)	(n=80)	(n=68)	(n=281)	(n=659)	(n=1,369)
レイリピン	イソドネツア	川センベー	セソボツア	中囲	ベナナム	支払費用総額

(2)送出機関に支払った費用

の平均値は、 来日前に母国の送出機関に何らかの費用を支払っている技能実習生は約85%。 52万 1,065 円であり、 国籍別の状況及び主な内訳別の平均支払額は下表のと

 $\widehat{\mathbb{H}}$

521,065		全体
94,191	(① 37、② 25)	フィリピン
231,412	(D242, @115)	インドネシア
287,405	(① 80、② 34)	川セソスー
571,560	(① 68、② 26)	カンボジア
578,326	(①277、②127)	中国
656,014	(①632、②212)	ベトナム
(n=1,336···①)		
支払費用総額		

19,503	73,663	269,303
5,783	37,905	10,870
25,479	60,299	100,767
3,124	44,736	206,627
14,051	109,144	429,788
5,952	58,831	371,629
29,339	94,302	320,272
保証金・違約金	用幕員條调車	派遣手数料
39…②)	主な内訳別平均支払額 (n=539…②)	主な内訳別

(3) 仲介者(送出機関以外)に支払った費用

1%であり、支払費用の平均値は、33万5,378円。 来日前に母国の仲介者(送出機関以外)に何らかの費用を支払っている技能実習生は約1

(4) 来日するための借金

国籍別の状況は下表のとおり。 来日前に母国で借金をしている技能実習生は約55%。平均値は54万 7,788 円であり、

153,908	282,417	315,561	528,847	566,889	674,480	平均値 (円)
(n=86)	(n=130)	(n=44)	(n=50)	(n=65)	(n=618)	(n=993)
フィリピン	インドネシア	三ヤンマー	中国	カンボジア	ベトナム	借金総額

N 来日後の給料(来日前に説明を受けたもの)に関すること

- 来日前に説明を受けた給料の平均値は、14万9,146円。
- が約79%、「期待より少ない」と回答したものは約21%。 実際に受け取った給料について、「期待どおり」又は「期待より多い」と回答した技能実習生
- の回答が約3 「期待より少ない」の理由は、 「日本での給料の支払方法 3%となった。 「期待したよりも残業や休日出勤が少ない」との回答が約6 (税金や保険などが差し引かれること)を知らなかった」と

令和3年度 在留外国人に対する基礎調査 - 調査の概要 -



調査目的等

- 在留外国人の置かれている状況及び在留外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人に関する共生施策の 企画・立案に資することを目的として実施したもの。
- 令和2年度に引き続き、2回目の実施。
- より充実した調査となるよう、「令和3年度在留外国人に対する基礎調査に関する有識者会議」を開催し、調査項目の決定や調査結果のとりまとめ等について、 外国人に関する共生施策に精通した有識者による、専門性、高い見識、広い視野を取り入れている。
- ⇒ 調査結果を基に外国人に関する共生施策の企画・立案・実施を行うことで、「**外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ**」及び 「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」の充実を図り、政府全体で外国人との共生社会の実現を図っていく。

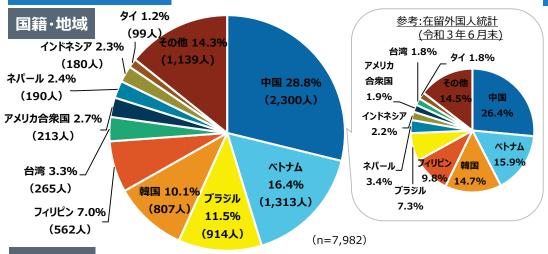
調査概要	
調査対象	■ 18歳以上の中長期在留者及び特別永住者 計40,000人 ※ 令和4年1月17日時点において、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している者に限る。 ※ 在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、回答対象者を無作為抽出。
有効回答数等	■ 配布数:40,000件(うち未着分:1,572件) ■ 有効回答数:7,982件/回答率20.8%
調査方法	■ Web調査(対象者にQRコード付の協力依頼状を郵送し、当該コードを読み込んで、インターネット上のアンケートに回答してもらう形式) ■ 回答画面は、8 言語(ルビ付きの日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピノ語、ネパール語)で対応。
調査項目	■ 在留外国人が職業生活上、日常生活上及び社会生活上で抱える以下の項目に係る問題等を調査。日本語学習、情報の入手・相談対応、医療、災害・非常時の対応(新型コロナウイルス感染症関連)、住宅、子育て・教育、仕事、社会保険等
	■ なお、在留外国人の孤独の実態把握を目的に、「令和3年人々のつながりに関する基礎調査(内閣官房)」(調査対象:全国の満16歳以上の個人:2万人)と同一の設問を設けた。
調査期間	■ 令和4年2月18日 ~ 同年3月3日
留意事項	■ 本件調査結果は、アンケートに対して得られた回答をそのまま集計・掲載したものであり、一部の結果では回答数が限られるため、その解釈に は留意が必要である。

令和3年度 在留外国人に対する基礎調査-主な結果①(回答者属性・生活環境全般の満足度)- 🕬

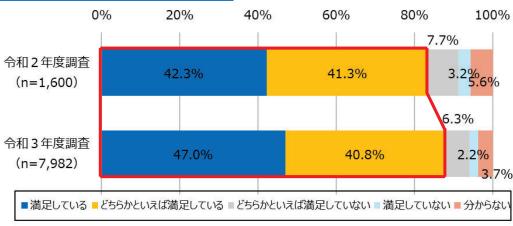
ISA Horspality Proces Agrees 出入匿名包含程序

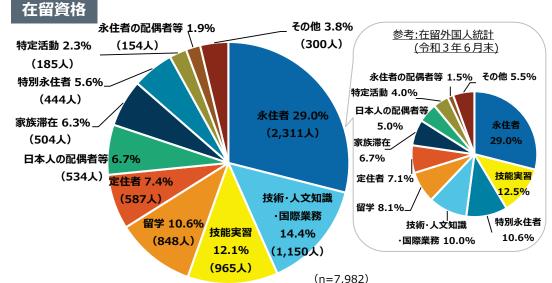
- 回答者の国籍・地域は、「中国 | (28.8%)、「ベトナム | (16.4%)、「ブラジル | (11.5%)の順に多い。
- 回答者の在留資格は、「永住者」(29.0%)、「技術・人文知識・国際業務」(14.4%)、「技能実習」(12.1%)の順に多い。
- 日本での生活に満足している者(「満足している」+「どちらかといえば満足している」)は、87.8%(令和2年度調査と比較すると、4.2ポイント増)。また、日本語能力が高ければ高いほど、同割合は大きくなる傾向にある。

回答者の属性

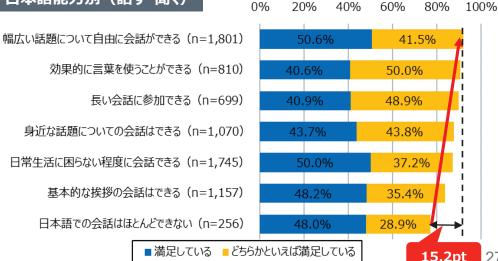


生活環境全般の満足度





日本語能力別(話す・聞く)



令和3年度 在留外国人に対する基礎調査 - 主な結果②(日本語学習・生活オリエンテーション) - 🥦

(n=7.982)

28

50.7%

- 日本語学習に関する困りごとは、「日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い」(15.0%)が最多(令和2年度調査と比較すると、8.3ポイント減)。 日本語能力の高くない者(「日本語での会話はほとんどできない」・「基本的な挨拶の会話はできる」)に限ると、「日本語の学習をしていない」が最も多く、 「無料の日本語教室が近くにない」の割合も全体と比較して高い。
- 日本で生活する上で必要となる情報に関するオリエンテーション(生活オリエンテーション)を「受けたことがある」は全体の35.6%。

日本語の学習をしていない (23.2%)

日本語の学習をしていない (36.3%)

日本での生活に困らないために知っておいた方が良いと思う情報は、「税金」(57.1%)、「年金・社会保険」(56.9%)、「医療・福祉」(54.5%)の順に多い。

日本語学習の困りごと 生活オリエンテーション 0% 10% 20% 30% 受講歴の有無 0% 20% 40% 60% 80% 100% 23.3% 日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い 全体(n=7,982) 15.0% 35.6% 50.4% 14.0% 無料の日本語教室が近くにない 12.1% 永住者(n=2,311) 23.2% 61.5% 15.3% 15.6% 都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・ 語学学校等がない 技能実習(n=965) 75.1% 14.0% 10.9% 11.8% 技術·人文知識·国際業務(n=1,150) 35.7% 54.2% 10.2% 17.1% 学んだ日本語を活かせる機会がない 10.7% 10.2% 15.0% 留学 (n=848) 44.3% 40.7% 15.0% 日本語を学べる場所・サービスに関する情報が少ない 定住者 (n=587) 39.7% 41.1% 19.3% 12.8% 自分のレベルに合った日本語教育が受けられない 8.6% 家族滞在(n=504) 30.2% 50.6% 19.2% 11.3% 近くに日本語教室・語学学校等がない 日本人の配偶者等(n=534) 65.7% 19.7% 14.6% 7.8% 7.9% 特定活動 (n=185) 55.7% 27.6% 母語による指導を受けられない 16.8% 7.5% 永住者の配偶者等(n=154) 27.3% 57.1% 15.6% 10.8% ■令和2年度調査 日本語教育の内容が実用的でない その他の在留資格 (n=300) 42.7% 45.7% 11.7% (n=1,301)無料の日本語教材が見付けられない 5.9% 特別永住者(n=444) 6.5% 84.2% 9.2% ■ 令和 3 年度調査 オンラインで学ぶことができない 4.1% 受けたことがある 受けたことがない (n=7.982)■ 分からない 教える人の専門性が低い 2.8% ※令和2年度調査のデータがないものは 日本での生活に困らないために知っておいた方が良いと思う情報 ※上位5項目 令和3年度調査で新規追加した項目 その他 3.2% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 日本語の学習をしていない 14.6% 税金 57.1% 日本語能力別(抜粋) 年金•社会保険 56.9% 日本語での会話はほとんどできない(n=256) 基本的な挨拶の会話はできる(n=1,157) 医療•福祉 54.5% 無料の日本語教室が近くにない(16.0%) 無料の日本語教室が近くにない(18.2%) 1 位 都合のよい時間帯に利用できる 都合のよい時間帯に利用できる 労働·雇用 52.0% 2位 日本語教室・語学学校等がない(15.2%) 日本語教室・語学学校等がない(16.9%)

住民登録

令和3年度 在留外国人に対する基礎調査-主な結果③(情報入手・相談)-



- 情報入手時や相談時に利用する通信手段(インターネット関係)は、「有料のインターネット環境(自分でプロバイダー契約)」が88.6%で最多であるが、「無料のインターネット環境(公共施設のWi-Fi等)」のみも5.7%存在。
- 公的機関が発信する情報の入手先は、「日本語のテレビ・ラジオ・新聞・雑誌」(47.9%)が最多。
- 公的機関が発信する情報の入手に関する困りごとは、「多言語での情報発信が少ない」(34.1%)が最多(令和2年度調査と比較すると、0.3ポイント増)。
- 公的機関に相談する際の困りごとは、「どこに相談すればよいか分からなかった」(31.5%)が最多。同回答は、「技能実習」や「留学」では4割を超える。

情報の入手

情報入手時や相談時の通信手段(インターネット関係)

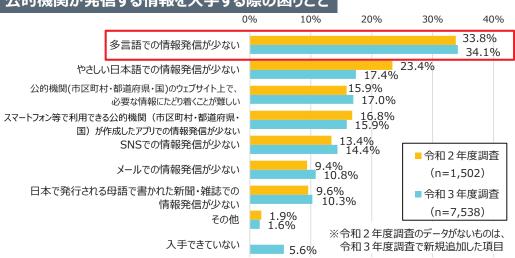
	有料のインターネット環境 (自分でプロバイダー契約)		有料のインターネット環境 (インターネットカフェ等)	その他	利用 していない
n = 7,982	88.6%	12.0% (注)	3.3%	1.0%	3.5%

(注)「無料のインターネット環境」以外のインターネット環境がない者は5.7%

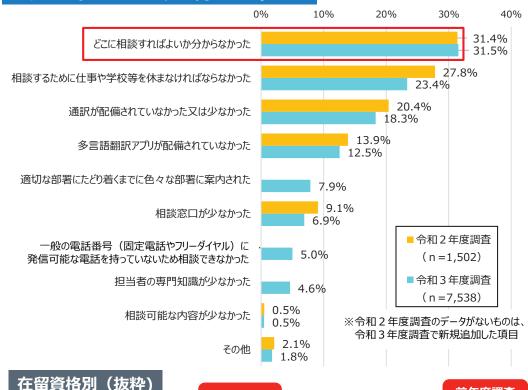
公的機関が発信する情報の入手先 ※上位7項目

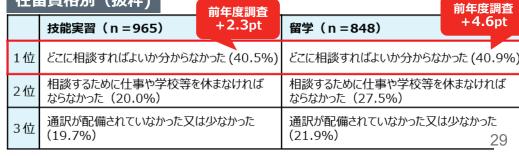


公的機関が発信する情報を入手する際の困りごと



公的機関へ相談する際の困りごと

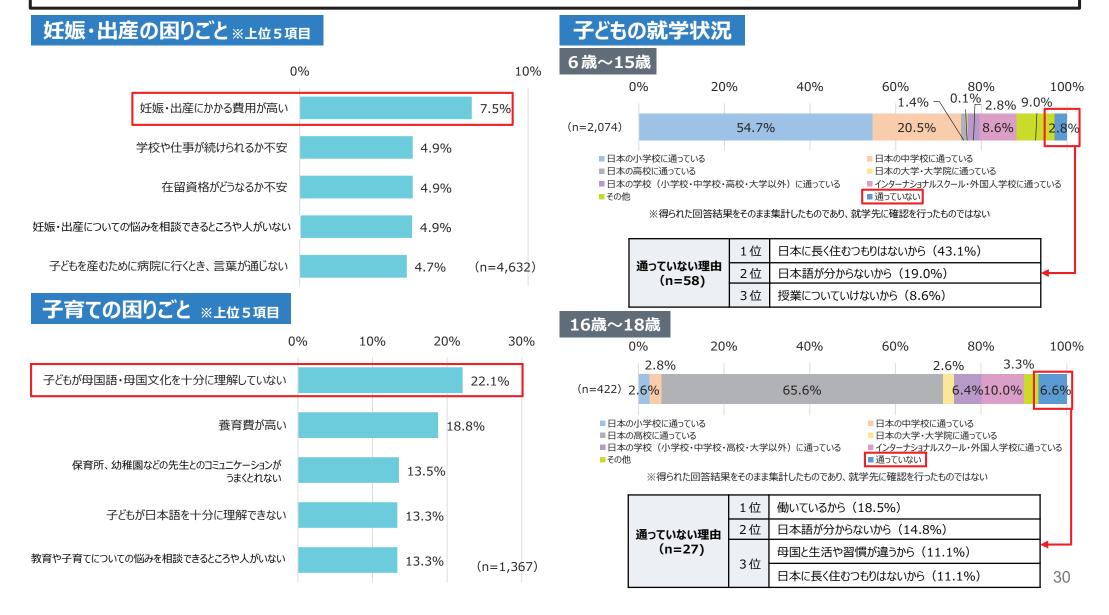




令和3年度在留外国人に対する基礎調査-主な結果④(ライフステージ・ライフサイクル①)-



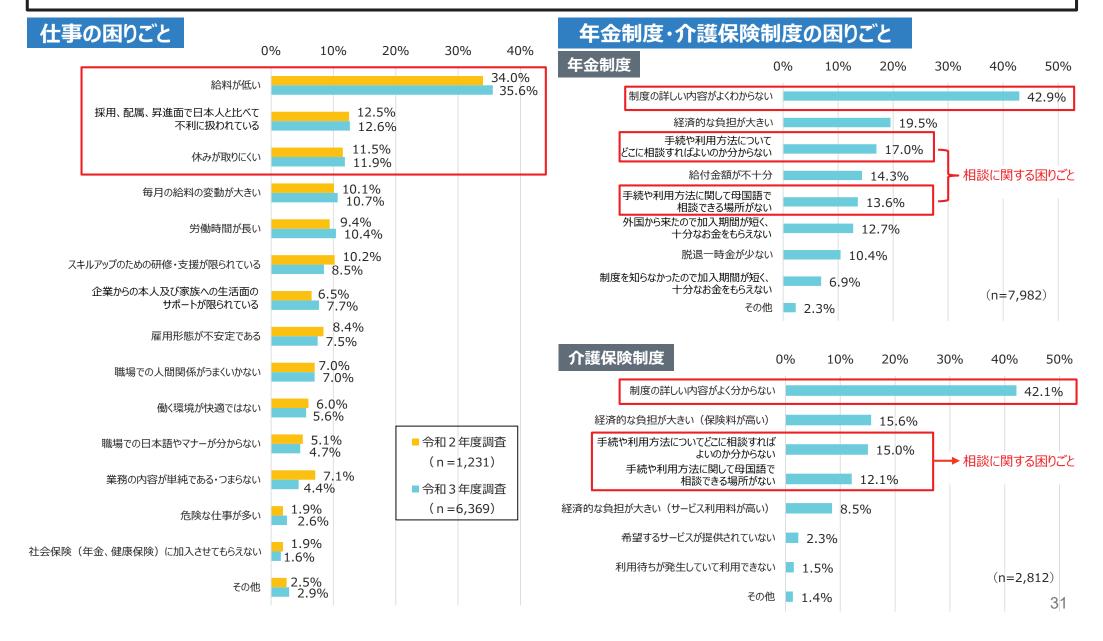
- 妊娠・出産についての困りごとは、「妊娠・出産にかかる費用が高い」(7.5%)が最多。
- 子育てについての困りごとでは、「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」(22.1%)が最も多くなっている。
- 子どもの就学状況についてみると、6歳~15歳の子どもで「通っていない」は2.8%となっており、その理由は、「日本に長く住むつもりはないから」(43.1%)が最多。また、16歳~18歳の子どもで「通っていない」は6.6%で、その理由は、(その他を除くと)「働いているから」(18.5%)が最多となっている。



令和3年度在留外国人に対する基礎調査-主な結果⑤(ライフステージ・ライフサイクル②)-



- 仕事の困りごとは、「給料が低い」(35.6%)、「採用、配属、昇進面で日本人と比べて不利に扱われている」(12.6%)、「休みが取りにくい」(11.9%)の順に多い (令和2年度調査と比較すると、いずれも増加)。
- 年金制度・介護保険制度の困りごとでは、「制度の詳しい内容がよくわからない」が4割超で最多。また、手続等の相談に関して困りごとを抱える者も一定数存在。



令和3年度在留外国人に対する基礎調査-主な結果⑥(ライフステージ・ライフサイクル③)-



- 病院で診察を受ける際の困りごとでは、「どこの病院に行けばよいか分からなかった」が22.8%で最多。「留学」に限ると、同割合は4割を超える。
- 住居探しにおける困りごとは、「家賃や契約にかかるお金が高かった」(19.2%)、「国籍等を理由に入居を断られた」(16.9%)、「保証人が見つからなかった」 (15.1%)の順に多い。特に、「留学」や「技術・人文知識・国際業務」についてみると、同項目はいずれも全体より10ポイント以上高くなっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の困りごとでは、「出入国制限のため帰国できない」(36.5%)や「仕事、授業が減った・なくなった」(34.0%)の割合が高い。

病院で診察等を受ける際の困りごと

	全体	留学	家族滞在
	(n = 7,982)	(n =848)	(n = 504)
1位	どこの病院に行けばよいか	どこの病院に行けばよいか	病院で症状を正確に
	分からなかった(22.8%)	分からなかった(40.3%)	伝えられなかった(35.7%)
2位	病院で症状を正確に	病院で症状を正確に	どこの病院に行けばよいか
	伝えられなかった(21.8%)	伝えられなかった(29.1%)	分からなかった(33.1%)
3位	病院の受付でうまく	病院の受付でうまく	病院の受付でうまく
	話せなかった(16.1%)	話せなかった(20.5%)	話せなかった(26.6%)

※特に傾向のある在留資格の結果を抜粋

※赤字は全体より10ポイント以上高い項目

住居探しの困りごと

	全体	留学	技術·人文知識·国際業務
	(n = 7,982)	(n = 848)	(n =1,150)
1位	家賃や契約にかかるお金が	家賃や契約にかかるお金が	家賃や契約にかかるお金が
	高かった (19.2%)	高かった (39.4%)	高かった (32.7%)
2位	国籍等を理由に入居を	保証人が見つからなかった	国籍等を理由に入居を
	断られた(16.9%)	(32.5%)	断られた (32.3%)
3位	保証人が見つからなかった	国籍等を理由に入居を	保証人が見つからなかった
	(15.1%)	断られた (32.1%)	(29.8%)

※特に傾向のある在留資格の結果を抜粋

※赤字は全体より10ポイント以上高い項目

災害時・新型コロナウイルス感染症の影響の困りごと

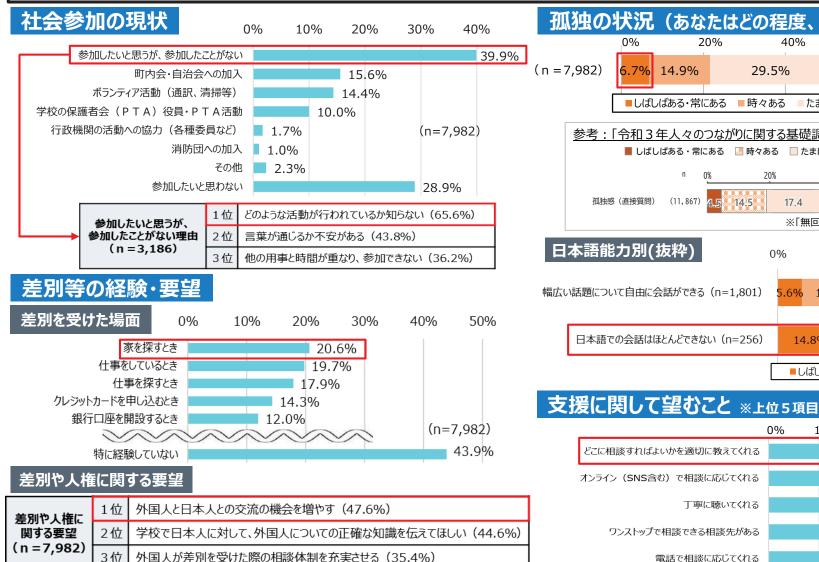
(n = 7,982)

	災害時の困りごと	兼	「型コロナウイルス感染症の影響の困り	ごと
	火告時の困りこと	情報入手	ワクチン接種	生活面
1位	信頼できる情報をどこから得ればよいか 分からなかった (12.2%)	信頼できる情報をどこから得れば よいか分からない (18.3%)	行政機関のHPや予約サイトが 読めない(4.5%)	出入国制限のため帰国できない (海外に行けない)(36.5%)
2位	避難場所が分からなかった (10.5%)	情報の入手に時間がかかる (10.1%)	予約の際にスタッフと会話できない (3.9%)	仕事(収入)、 授業が減った・なくなった(34.0%)
3位	警報・注意報などの避難に関する情報が、 多言語で発信されていないため分からなかった (10.3%)	多言語で発信されていないため 分からない(10.0%)	自宅に届いた案内が読めない (3.8%)	支出が増えた(29.9%)

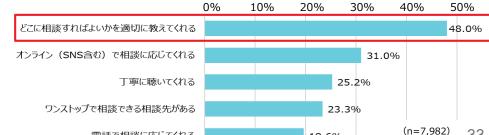
令和3年度 在留外国人に対する基礎調査-主な結果⑦(社会参加・差別・その他)-



- 社会参加の現状では、「参加したいと思うが、参加したことがない」が最多(39.9%)。その理由では「どのような活動が行われているか知らない」が6割超で最多。
- 差別を受けた場面では「家を探すとき」(20.6%)が、差別等に関する要望では「外国人と日本人との交流の機会を増やす」(47.6%)が最多。
- 孤独感が「しばしばある・常にある」は6.7%(⇔ 令和3年人々のつながりに関する基礎調査(内閣官房)(調査対象:全国の満16歳以上の個人:2万人)では 4.5%)。「日本語での会話はほとんどできない」に限ると、14.8%と割合が2倍以上高くなっている。
- 支援に関して望むこととしては、「どこに相談すればよいかを適切に教えてくれる」が48.0%で最多となっている。



孤独の状況(あなたはどの程度、孤独であると感じますか) 40% 60% 80% 100% 29.5% 22.7% 26.1% 時々ある たまにある ■ ほとんどない ■ 全くない 参考:「令和3年人々のつながりに関する基礎調査(内閣官房) ■ しばしばある・常にある 💹 時々ある 🔲 たまにある 🖫 ほとんどない 100% 17.4 38.9 23.7 0.9 ※「無回答」(0.9%)を含む割合であることに留意が必要 0% 20% 40% 60% 13.9% 24.2% 14.8% 11.3% 32.8% ■しばしばある・常にある ■ 時々ある たまにある



19.6%

(取扱注意)

2022年9月現在

○運営委員名簿

) 連呂安貝名溥			-	
No.	役職	氏名	所属	役職等	部会
1	分類	高橋 孝雄	農林水産省大臣官房	総括審議官	I
2	副会長	宮浦 浩司	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部	部長	飲食料品製造業部会長
ω	副会長	安樂岡 武	農林水産省大臣官房	審議官(兼輸出・国 際局・新事業・食品	外食業部会長
4	機皿	伏見 啓二	農林水産省畜産局	審議官(兼畜産局)	飲食料品製造業部会
σı	米皿	山口 潤一郎	水産庁漁政部		飲食料品製造業部会 水産加工分科会長
6	委員	石井 俊道	(一社)外国人食品産業技能評価機構	専務理事	I
7	委員	田辺 義貴	ータイみ業類出負(掲一)	専務理事	飲食料品製造業部会
8	委員	阿部 勲	会業エイル本日 (社一)	専務理事	飲食料品製造業部会
9	委員	大隅 和昭	(一社) 日本惣菜協会	常務理事	飲食料品製造業部会
10	委員	木村 均	(一社) 日本冷凍食品協会	専務理事	飲食料品製造業部会
11	委員	吉井 巧	(一社) 日本即席食品工業協会	専務理事	飲食料品製造業部会
12	委員	嵯峨 哲夫	(公社)日本べんとう振興協会	専務理事	飲食料品製造業部会
13	委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事	飲食料品製造業部会
14	委員	強谷雅彦	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事	飲食料品製造業部会
15	委員	鈴木 稔	(一社) 日本食鳥協会	専務理事	飲食料品製造業部会
16	委員	竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会	専務理事	飲食料品製造業部会
17	委員	奥野 勝	(一社) 日本かまぼこ協会	専務理事	飲食料品製造業部会
18	委員	石井 滋	(一社)日本フードサービス協会	常務理事	外食業部会
19	委員	山口 宏記	(公社)日本給食サービス協会	専務理事	外食業部会
20		小城 哲郎	全国飲食業生活衛生同業組合連合会	専務理事	外食業部会
21		井上 泰弘	(一社) 大阪外食産業協会	業務執行理事 副会長	外食業部会
22	委員	礒部 哲郎	法務省出入国在留管理庁政策課		I
23	委員	大濱 健志	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課	課長	I
24	委員	永瀬 賢介	外務省領事局外国人課	課長	I
25	委員	吉田 暁郎	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	課長	I
26	委員	池戸 重信	宮城大学 名誉教授	名誉教授	I
27	委員	樋口 公人	(公社)国際人材革新機構	代表理事	I
28	委員	入来院 重宏	キリン社会保険労務士事務所	所長	I